

在留邦人の皆様へ

平成26年10月10日

IRS(連邦歳入庁)を名乗る不審な電話に関する注意喚起について

IRS(連邦歳入庁)を名乗り、金銭を騙し取る目的で電話をかける詐欺事案がアメリカ全土において多発しています。これまで米国内の在外公館において在留邦人からの相談件数が約60件に上り、実際に被害に遭ってしまった人の中には被害額が1,000ドルに及ぶものもあります。

在留邦人の皆様におかれましては、次の注意点を参考にこのような不審な電話には十分にご注意していただくとともに、このような不審な電話を受けた場合には当館にもご連絡いただきますようお願いいたします。

【犯行の手口・特徴は？】

- ① 市外局番が「202(ワシントン DC)」の電話番号が多い
- ② 相手はアジア系と思われる訛りの英語を話す
- ③ 相手は氏名、住所、ソーシャルセキュリティー番号などの個人情報を知っている
- ④ 「税金滞納がある」、「国際送金に違法取引がある」などとペナルティ料を要求する
- ⑤ ペナルティ料の納付に応じない場合には法的手続き(国外追放など)が取られる旨脅す
- ⑥ ペナルティ料の納付方法はコンビニなどで購入できるプリペイドカードに相当額をチャージした上でカード番号を知らせるよう要求する
- ⑦ 本人が不在(留守電)の場合、本人や顧問弁護士からのコールバックを要求する
- ⑧ 折り返しの電話をしない場合等には、しつこく電話をかけてくる

【電話を受けた場合の対策・対応は？】

公的機関が電話で罰金や税金の納付のためにクレジットカードやプリペイドカードの番号を聞き出すことはありません。IRS 以外の公的機関を名乗る電話でも用件がおかしいと思った場合には、長話をせず、先方の名前と連絡先を聞き、「こちらからかけ直す」旨伝え、一度電話を切り、相手が名乗った機関・団体が IRS 等の実在するものか確認して下さい。その上で不審と思われる相手から再度電話がかかってきたとしても応答しないことです。

相手から金銭を要求されるケースの他、反対に遺産の相続人にノミネートされたなどと多額の金額を得られると甘い話を持ちかけられ、手数料などを要求される電話も見受けられます。